

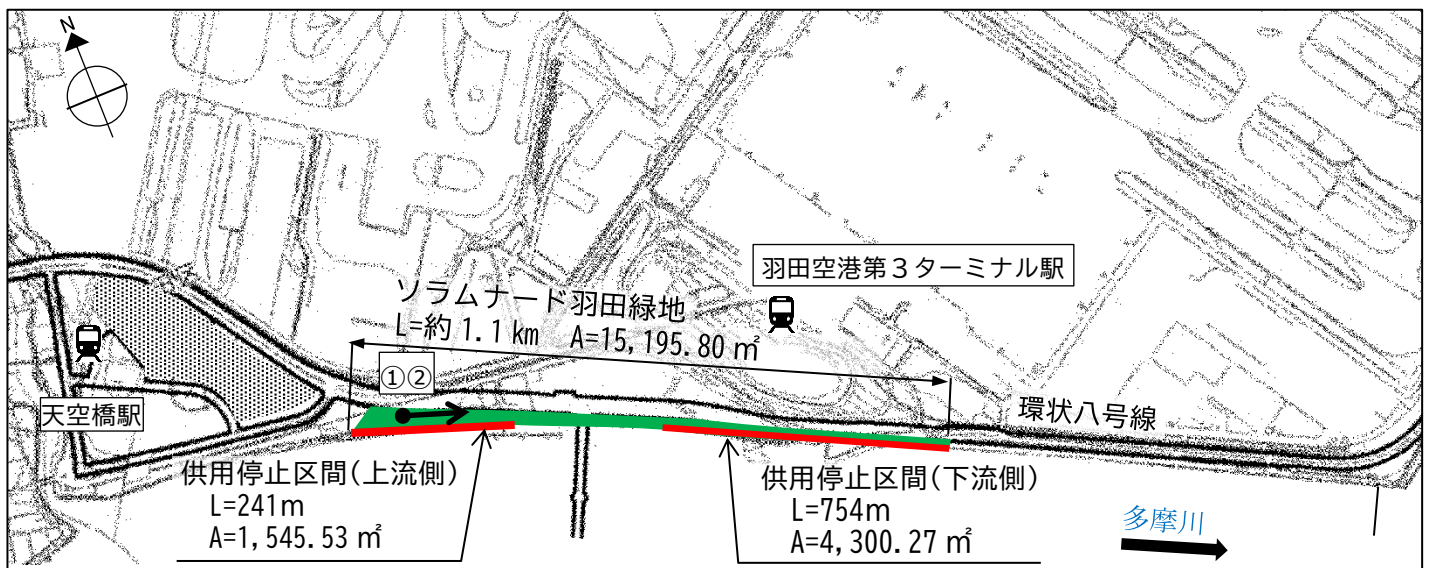
ソラムナード羽田緑地の一部供用停止について

国土交通省京浜河川事務所が河川整備事業として、羽田空港跡地かわまちづくり計画に基づき、ソラムナード羽田緑地に隣接する多摩川の護岸改修工事を実施する。この護岸改修工事に伴い、ソラムナード羽田緑地の一部を作業ヤード等として使用するため、一部供用停止を行う。

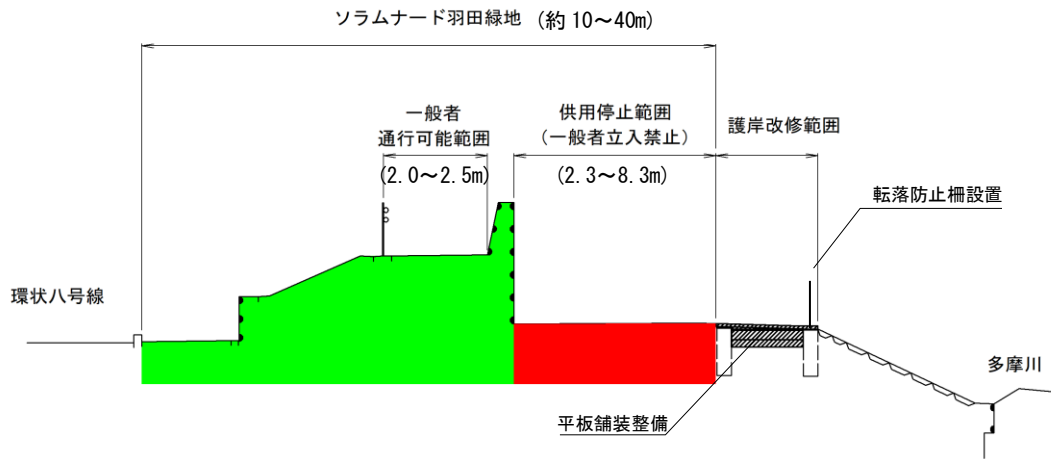
記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 緑地名 | ソラムナード羽田緑地 |
| 2 | 位置 | 大田区羽田空港二丁目地先 |
| 3 | 面積 | 5,845.80 m ² (緑地面積 15,195.80 m ²) |
| 4 | 供用停止理由 | 河川整備事業として、羽田空港跡地かわまちづくり計画に基づき実施される多摩川の護岸改修工事に伴い、ソラムナード羽田緑地の一部を作業ヤード等として使用するため。 |
| 5 | 期間 | 令和4年11月1日から令和5年3月31日まで (予定) |

案内図



標準断面図



現況写真

